

令和7年度(2025年度)農村 RMO 形成推進事業業務委託

企画提案募集要領

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

I 募集

1 業務名称

令和7年度(2025年度)農村 RMO 形成推進事業業務委託

2 業務目的

中山間地域等では、過疎化・高齢化の進行により、農業生産活動のみならず農用地保全や生活扶助等を含む集落維持に必要な機能が弱体化していることから、農村地域が担う食料供給機能や多面的機能の維持・発揮に支障が生じる恐れがある。

熊本県では、これまでに中山間地域等における農業所得向上支援、棚田やジビエ等の地域資源を活用した新たな所得確保対策等について支援してきた。しかし、今後の農村の維持を図るためには、農家、非農家が一体となった地域ぐるみの農用地保全や地域内経済循環など、総合的な支援が求められている。

そのため、行政関係者や中山間地域等直接支払制度協定集落等の農村づくり活動に関わる人物や組織に対し、農村づくりの理解醸成、活動組織等の活動意欲向上を図るとともに活動の広がりを促進する必要がある。

そこで本業務では、県内で農村型地域運営組織(農村 RMO)の形成をはじめとした農村づくりに係る合意形成支援や体制づくりを推進するために、農村 RMO 実施地区の話し合いや地区の将来ビジョンの実現を目指す関係者による取組みを支援(伴走支援)すると同時に、農村 RMO 形成にこれから着手する地区において核となる組織の把握や合意形成を経て農村 RMO を形成するまでの取組みへの支援(プレ支援)を実施し、ひいては持続可能な農業・農村づくりを図る。

※1 農村型地域運営組織(農村 RMO)：複数の集落機能を補完し、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組みを行う組織。

3 業務内容

別添「令和7年度(2025年度)農村 RMO 形成推進事業業務委託標準仕様書」のとおり

4 委託期間

委託契約締結の日から令和8年(2026年)3月19日(木)まで

5 業務の形態

提案公募による随意契約(公募型プロポーザル方式)

6 業務執行体制

正副2人を主たる担当者とする。

7 成果品

提出物	数量	提出期限
(1) 本業務で配布した資料等	各2部	契約期間内
(2) 実績報告書 (A4カラー版)	2部	契約期間内
(3) 実績報告書概要版 (A4カラー版)	2部	契約期間内
(4) (1) ~ (3) のデータを格納した電子媒体	2部	契約期間内

8 権利

委託業務に関するすべての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

9 契約保証金

県会計規則第77条の規定により納めることとする。ただし、契約不履行のおそれがないと認められる場合は、契約書に、契約不履行の際は契約保証金相当額の違約金を支払う旨の定めを設けて免除することがある(熊本県会計規則第78条第6号)。

10 予算額

6,927千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

ただし、この金額は提案にあたっての目安(上限)を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

II 応募

1 応募資格

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)により入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、別紙様式1「選定審査会参加申込書」提出時点で入札参加資格を有する者とする。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法等(平成11年法律第225号)に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
- (7) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

- 号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

2 応募等スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| (1) 公告（県HP） | 令和7年(2025年)7月15日（火） |
| (2) 「質問書」提出期限 | 令和7年(2025年)7月29日（火） |
| (3) 選定審査会の参加申込期限 | 令和7年(2025年)8月 5日（火） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和7年(2025年)8月12日（火） |
| (5) 選定審査会（プレゼンテーション） | 令和7年(2025年)8月19日（火）
※参加必須 |
| (6) 結果通知 | 令和7年(2025年)8月20日（水）以降 |
| (7) 契約内容協議・契約締結 | 令和7年(2025年)8月29日（予定） |
|
 | |
| (8) 事業開始 | 令和7年(2025年)8月29日（予定）
※契約締結後 |
| (9) 委託完了 | 令和8年(2026年)3月19日（木）まで |

3 選定審査会（プレゼンテーション）

- (1) 日 時：令和7年(2025年)8月19日（火）午後
※具体的な時間は別途通知する。
- (2) 場 所：熊本西側事務棟 会議室
- (3) 申 込：企画提案の応募希望者は、以下のとおりむらづくり課担当宛てに提出（受付期間内に必着）。
令和7年(2025年)8月 5日（火）午後5時まで
提出方法：メール、郵送又は持参
 - ・別紙様式1「選定審査会参加申込書」
 - ・別記「応募資格の確認様式」
 - ・別紙様式4「事業者の取組に関する申出書」
- (4) 注意事項：原則、選定審査会への参加は各社2名までとする。

4 質問について

今回の業務委託について、質問を希望する場合は、別紙様式2「質問書」に必要事項を記入のうえ、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年(2025年)7月29日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法：

むらづくり課担当あて、メール、郵送又は持参により提出すること（電話による質問には、回答できません）。

(3) 回答方法：

県は、質問を受付後、熊本県ホームページにて回答を掲載し、他の企画応募者にも情報提供する（社名・担当者名等は明らかにしません）。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の対案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

5 提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書・添付文書（別紙様式3）
- イ 提案書（表紙） ※様式は自由。ただしA4版で作成すること。
- ウ 企画書
- エ 作業スケジュール
- オ 経費一覧（業務内容に対し見積価格が適当であるか判断するため、可能な限り詳細に記載すること）
- カ 略歴と体制図
- キ 過去5か年以内の類似業務実績書（契約相手方、契約期間や業務内容等がわかる契約書等の写しを添付しても可）
※ア以外の様式は自由。ただし、原則、A4版（イラスト等を使用する際はカラー印刷をすること。文字のみの場合はモノクロでも可）で作成し、ア及びイ以外にはページ番号を付けること。

(2) 提出部数：6部（正1部、副5部）

(3) 受付期間：令和7年（2025年）7月15日（火）から
令和7年（2025年）8月12日（火）午後5時まで

(4) 提出先：むらづくり課担当あて

(5) 提出方法：郵送又は持参による（受付期間内に必着のこと）

Ⅲ 選定

1 選定方法

選定審査会において、応募者から企画提案の内容のプレゼンテーションを行った上で、選定審査会がこれを評価し、契約候補者の選考等を行う。ただし、応募者多数の場合には、書類審査（一次審査）を実施し、3～4者程度に絞り込みを行い、一次審査を通過した応募者にのみプレゼンテーションをお願いすることがある。

なお、選定審査会による選定結果を考慮のうえ、県は契約相手方を決定する。

また、選定審査会（プレゼンテーション）は、新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、オンラインで開催する場合もある。

【審査基準】

項目	確認内容
I 企画内容	目的及び仕様書に沿った内容になっているか。
	手法は、効果的・効率的で、実行可能な内容になっているか。
	農村づくり等に関する専門的知識が盛り込まれているか。

	農村 RMO の形成に向けた課題や視点が示され、その対応について具体的な検討されているか。
Ⅱ 実施体制 及び スケジュール	着実に実行できる体制となっているか。
	全般的に合理的で具体的なスケジュールとなっているか。
	業務内容に対し、見積価格は適当か。
	過去 5 年間に農村 RMO 形成推進に準じる地域づくり支援業務の実績はあるか。
Ⅲ 加点項目	熊本県ブライト企業の認定を受けているか。
	障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。
	事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があるか。
	熊本県 S D G s 登録制度に登録しているか。
	パートナーシップ構築宣言に登録しているか。

2 採否の通知

選定委員会終了後、応募者へ速やかに通知する。

3 契約

選定審査会で最優秀提案と選定された応募者から見積書を徴して、予定価格の範囲内である場合に随意契約を締結するが、最優秀提案者が辞退した場合等は、選定審査会の選定において次点とされた提案者を相手として、見積書を徴する。

Ⅳ その他

1 主催及び事務局（提出先）

【主催者】熊本県

【事務局】熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

【担当者】増田、坂本

TEL 096-333-2415

2 留意事項

- (1) 応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 応募者による辞退は自由に行うことができる。辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退によって、県から不利な取扱いを受けることはない。
- (5) プロポーザル方式による参加申請が1者であっても、選定審査会を執行する。

- (6) 採用された企画提案の著作権は、県に帰属することとなるので、了解のうえ応募すること。
- (7) 県と契約候補者は委託業務に係る標準仕様を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。
- (8) 新型コロナウイルス感染症等対応のため、採用された企画内容について実施が不可能であると判断された場合は、提案者と協議の上、業務内容を変更する場合がある（契約後も同様とする）。